

特許法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

(本則)

- 特許法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十号) 1
- 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則 (昭和五十三年通商産業省令第三十四号) 3

改正案	現行
<p>(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出) 第二十七条の三の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）</p> <p>五 (略)</p> <p>3 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、<u>特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同条第二項に規定する書類に記載され</u></p>	<p>(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出) 第二十七条の三の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により<u>世界的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同項に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。）</u></p> <p>五 (略)</p> <p>3 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前項第四号又は第五号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、<u>特許法第四十三条第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国際機関の</u></p>

4

ている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード及び同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称
(略)

4

名称
(略)

改正案	現行
<p>（願書の様式等）</p> <p>第十六条 願書は、印刷若しくはコンピューター印字による別に定める様式により作成し、又は特許庁長官が定める方式に従って作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（手続の補正）</p> <p>第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 願書にあつては、別に定める様式により、明細書、請求の範囲、図面及び要約書にあつては、様式第八から様式第十一の二までにより、それぞれ作成されていること。</p> <p>（国際予備審査請求書の様式等）</p> <p>第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピューター印字による別に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国際予備審査請求書の不備の事由）</p>	<p>（願書の様式等）</p> <p>第十六条 願書は、印刷若しくはコンピューター印字による様式第七若しくは様式第七の二により作成し、又は特許庁長官が定める方式に従って作成しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（手続の補正）</p> <p>第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約書がそれぞれ様式第七から様式第十一の二までにより作成されていること。</p> <p>（国際予備審査請求書の様式等）</p> <p>第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピューター印字による様式第二十一又は様式第二十一の二により作成しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（国際予備審査請求書の不備の事由）</p>

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 国際予備審査請求書が別に定める様式により作成されていないこと。

2 (略)

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一～四 (略)

五 国際予備審査請求書が様式第二十一又は様式第二十一の二により作成されていないこと。

2 (略)